

市川市男女共同参画センター 相談員(会計年度任用職員) 募集要領

1. 主な職務・勤務内容等について

職種と採用人数	相談員(会計年度任用職員) 4名
職務内容	① 男女共同参画センター相談員として勤務します。電話や面接での相談業務だけでなく、それに関わる事務などが主な仕事です。 ② 女性からのさまざまな相談に対応(DV・離婚・家庭不和を含む)
応募資格	応募資格は、下記のいずれかに該当する方で、尚且つ、ワード、エクセル等のパソコン操作ができる方です。 ① 地方自治体で、DV相談または児童虐待相談業務に従事した経験が1年以上の方 ② 教育、医療、福祉分野で相談業務に従事した経験が2年以上の方 ③ 上記に準ずる方で、専門相談員として必要な経験を有する方
勤務場所	市川市男女共同参画センター相談室 住所：市川市市川1丁目24番2号(市川市西消防署内)
勤務期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
勤務条件	① 週2～4日程度 ② 平日は9～16時または10～17時の6時間勤務(12～13時は休憩)、土は9～12時半の3時間半勤務、また、シェルターへ移送等の時間外勤務も有。 ※日曜日、年末年始・毎月末火曜日・祝日の休館日は、原則、相談業務がありませんが、月末火曜日等、不定期に年5回程度、相談員会議や研修等にご出席いただきます。(有給) ③ 勤務の期間等に応じ、有給休暇制度有。 ④ 時給：1,650円(交通費は別途支給、時間外勤務手当有) ※昇給・退職手当はありません。期末手当は勤務条件により支給されます。 ⑤ その他、会計年度任用職員に関する各種規定に基づきます。

2. 申込手続き等について

申込の手続き	「相談員（会計年度任用職員）選考申込書」（写真添付）に必要事項を記入し、提出してください。 ※書類はすべて返却しません。 市川市多様性社会推進課ホームページ http://www.city.ichikawa.lg.jp/gen05/index.html
提出期間と方法	随時受付をしています。 ※男女共同参画センター4階事務室へ持参または郵送してください。
選考方法	提出書類による第1次審査を行い、合否を問わず電話または郵送にてご連絡します。第1次審査の合格者は第2次審査（課題面接）を受けていただきます。
面接日	第1次審査合格者へ電話にてご連絡します。
選考の結果発表	合否を問わず、後日、電話または郵送にてご連絡します。

3. 採用までの手続き

提出書類	合格発表後、早急に所定の書類を提出していただきます。 その他、会計年度任用職員に関する各種規定に基づきます。
採用日	上記の書類提出後、後日、電話にて採用日をご連絡します。

4. その他

選考書類の提出先や、この選考に関するお問合せは、下記へお願いします。

市川市 総務部 多様性社会推進課
〒272-0034
市川市市川1丁目24番2号
男女共同参画センター 4階 事務室
TEL 047-322-6700
FAX 047-322-6888